

Title	「大島本源氏物語」の再検討：新発見の定家監督書写本「若紫」帖との比較を中心に
Sub Title	A reexamination of "The tale of Genji, Oshima-bon" : focusing on a comparison with the newly discovered "Wakamurasaki" chapter
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2020
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.55 (2020.) ,p.33- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20200000-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「大島本源氏物語」の再検討

—新発見の定家監督書写本「若紫」帖との比較を中心に—

佐々木 孝浩

はじめに

本誌第四一輯（二〇〇七・二）に「大島本源氏物語」に関する書誌学的考察」（以下「旧稿①」と略称）を掲載してから一四年が経過した。¹源氏物語本文研究の父と評しても過言ではない、『源氏物語大成』全八巻（中央公論社、一九五三〜六）の編者池田亀鑑によって、「現存諸本中定家本ノ形態ヲ最モ忠実ニ伝ヘテキルト考ヘラレル」（芳賀博士記念会編『校異源氏物語』中央公論社、一九四二「凡例底本」項）と判定され、校本の主たる底本に採用された「大島本」についての、池田の見

解を否定し、「大島本」は大内家旧蔵の飛鳥井雅康筆本そのものではなく、本文系統的にはその流れを汲むと考えられるものであるが、「宮河」印のある室町後期頃写の一筆十九冊の残欠本を、永祿六年（一五六三）頃に道増・道澄を含めた複数で補写して揃い本とした、吉見正頼旧蔵本なのである」（旧稿①）との結論を提示したものである。

半世紀以上も「定説」として信じ込んで、それを基にして研究の蓄積を行ってきた事柄が、『源氏物語』の専門家でもない者のたった一本の論文で否定されたのであるから、この見解を俄かに受け入れられず、研究の軌道修正を行うことが容易でないことは理解はできる。論文発表後の専門家の反応ははかばか

しいものではなく、個人的にはあまり思い返したくもないのだが、「感情に走った言述があった^③」との振り返りがなされるようでありさまであった。もちろん拙稿を正面から受け止めて、直ちに研究の軌道修正を行う研究者も現れたことは、大変心強いことであつたが、存在を知らながら無視し、奥歯に物が挟まったような記述の論文を、発表する人が少なくなかつたのである。

その後も、事実には正面から向き合おうとした一部の研究者を除くと、学界の大方の「大島本」に対する認識は、変化することはないように感じられた。その理由の一旦は、大内政弘旧蔵本でも飛鳥井雅康筆でもないことが明らかになつた「大島本」について、吉見正頼旧蔵であること以上の、具体的な情報を提供できなかつたことにあるのではないかと反省し、三〇手以上が確認できる「大島本」の筆跡についての検討を進めた。その成果の一部を、二〇一一年六月四日鶴見大学で開催された中世文学会春季大会における、シンポジウム「断片から探る中世文学―佚文・断簡および目録と中世文学研究」のパネリスト報告で、「長門二宮忌宮神社大宮司竹中家の文芸―未詳家集断簡から見えてくるもの―」と題して発表し、同題で『中世文学』(五六、二〇二二・六)に掲載した(以下「旧稿②」と略称)。

吉見正頼に近い人物で、『源氏物語』の書写を行いそうな人物として、和歌や連歌の活動が確認できる、大内家の有力国人で、長門二宮忌宮神社大宮司家であつた竹中家の歴代に注目し、「大島本」一筆部分の書写者として竹中興国を、正頼による補写に協力した人物として、興国息の伴国・隆国が候補に挙げられることを指摘した。

その後も『源氏物語』に関する論集への執筆依頼を受けたことを好機として、「大島本」の素性の問題にさらなる一石を投ずるべく、「モノとしてのテキストと解釈―大島本源氏物語「閨屋」冊の再検討―」(松岡智之他編『新時代への源氏学7 複数化する源氏物語』竹林舎、二〇一五)(以下「旧稿③」と略称)を執筆した。池田が「大島本」を大内政弘旧蔵の飛鳥井雅康筆本と判断した根拠となつた、「閨屋」冊に存する飛鳥井雅康の奥書が、書写奥書ではなく、親本にあつた奥書を転記した本奥書であることを再確認するとともに、この奥書を「大島本」全体に及ぼして考えるという、書誌学的にあつてはならない非常識な方法を完全に否定するために、本文と書き入れについての検討を行い、この冊が「大島本」の他冊とは異なる性格を有することを明らかにした。「閨屋」奥書は、「大島本」全体

の素性の良さを証明するものではなく、「関屋」冊の孤立性を象徴する存在であったことを指摘したのである。

そもそも、「五十一帖が雅康の真跡であることには何ら疑ひはない」（注2参照）という認識自体が全くの誤りであったことは、「大島本」の影印（財団法人古代学協会・古代学研究所編『大島本源氏物語』全一〇巻他に別巻解説（角川書店、一九九六―七）が刊行された時点で、明白になったことである。

そのことを「源氏物語」研究者ほどの程度真剣に受け止めたのであろうか。今になって反省しているのは、旧稿①で池田の誤認と非常識な方法を、もっと明確に追及しておかなかったことである。しかしそれをためらわせるほどに、『源氏物語大成』の存在感は大きかったのである。

ともかくも論考を重ねて、「大島本」の正体についてある程度理解できたつもりでいたのであるが、一つだけ気になる問題があった。池田の誤考に寄り掛かって更なる誤考を重ねた認識を、旧稿①できちんと否定したつもりであったのだが、提唱者に認めていただけず、その後も何度も同じ内容が発表されていることである。その説が『源氏物語』研究者の間に広く受け入れられているように見えるもの、それを信じた論考も実

在しているのである。

その問題というのは、藤本孝一氏が「大島本」の「若紫」冊本文最終丁の四行と「宿木」冊全体の本文の筆跡が、藤原俊成の書風に似通っていると見て、これを根拠に「大島本」の祖本である定家書写本の親本を俊成本とする説³である。旧稿①でその筆跡は、室町後期頃に流行した、三条西実隆を祖とする道達院流に属するもので、俊成の筆跡を模したものでないことを、図版付きで説明した。この問題は基本的にこれで終りにならなければならないはずなのである。

旧稿①の執筆を契機として書き始めた、書誌学に関する論考をまとめた論文集の刊行を考えていた頃、所属していない中古文学大会の大会における、シンポジウムのパネリストの依頼を受けた。問題の道達院流の筆跡が、「若紫」・「宿木」の本文部分のみではなく、「大島本」のあちこちに確認できることに気付いた折でもあったので、二〇一五年一月二四日に梶立広島太学で開催された、シンポジウム「室町戦国期の『源氏物語』——本の流通・注の伝播——」において、「室町・戦国期写本としての「大島本源氏物語」と題する発表を行った。その折に、基調講演をされた歴史学者のお話が、「大島本」を飛鳥井雅康筆の大内政弘旧蔵であることを前提とした内容であったので、定説というものの生命力の強さを改めて痛

感もした。自分の発表の内容は、旧稿①②③他を収載した『日本古典書誌学論』（笠間書院、二〇一六）の刊行後に、発表と
同題で『中古文学』（九七、二〇一六・六）に掲載していただ
いた（以下「旧稿④」と略称）。

問題の筆跡が定家の「奥人」由来の引歌のみならず、四辻善
成『河海抄』・一条兼良『花鳥余情』・藤原正存『源氏物語一葉
抄』の注文を書き入れているという事実を指摘し、俊成とは全
く無関係であることを内容面からも追認すると共に、よりきめ
細かく「大島本」について研究すべきであることを、具体的な
課題を提示して述べたものである。

「大島本」が飛鳥井雅康の筆ではなく、物理的に二つのグルー
プに分かれることは、どんな理屈を並べ立てても否定しようの
ない事実であり、「大島本」の影印やDVDなどを見れば、誰
でも追認できる事柄である。書誌学は徹底的な事実の確認から
スタートする研究方法である。論考の最終的な段階で、事実を
説明するために加えざるをえない個人的な推測は、「説」と呼
ばれることがあるのは致し方ないが、推測の根拠となった部分
は「説」であってはならないのである。

もちろん旧稿の中にも推測による「説」は含まれている。そ

れがなければ単なる報告書であって、論文とはならない。私の
「説」の部分に対する、批判や反論はあつてしかるべきであるが、
その前提となる事実の部分は、是非各人が自分の目で確かめて
認めていただきたいのである。

そうした事例として、田村隆氏「青表紙本の系譜」（『中古文
学』九四、二〇一四・一一）がある。これは、二〇一四年度中
古文学会春季大会におけるミニシンポジウム「定家本・青表紙
本『源氏物語』とは、そもそも何か？」における、同題の発表
を原稿化されたものであり、その中で氏は、「大島本」の「人々」
の表記には、「人々」と「人々」の二種があり、「宮河」印の
ある一九冊はほぼ「人々」で統一されているのに対し、それ
以外の冊ではそのような明確な傾向は把握できないことを報告
されているのである。

また近時の注目すべき研究として、齊藤鉄也氏「仮名字母の
出現傾向を用いた大島本源氏物語の調査」（『じんもんこん2019
論文集』二〇一九・一二）を挙げることができる。齊藤氏は、
写本で使用されている仮名をその字母毎に分類して分布状態を
確認し、そのデータの比較から書写者の問題や書写の年代など
を推定するという、統計学的手法を利用して、「大島本源氏

物語」の書写者の検討を試みておられる。飛鳥井雅康筆とされる斯道文庫蔵の『僻案抄』（旧稿①で言及）・早稲田大学図書館蔵の『伊勢物語』・書陵部蔵三条西家本の「早蕨」、高松宮家本「朝顔」の調査と比較を行って、これらの距離が近いことを確認し、その上で「大島本」の五三冊の各冊との比較をされて、「大島本」の中には、雅康筆の写本群と距離が近い冊が存在しないこと、「宮河印」のある一九冊は互いに距離が近いことを明らかにされている。旧稿①で指摘したことが、科学的な手法でも追認されたのである。

異様に長い「はじめに」になってしまったが、以下の新出の定家監督書写本「若紫」帖についての考察を、正しく理解いただくために、必要となる情報と個人的な御願いを記した次第である。

一 定家関与の「若紫」帖発見の報道

二〇一九年一〇月八日から九日に掛けて、デジタル版を含む新聞紙上やテレビニュースなどで、藤原定家が関与した『源氏物語』の「若紫」帖が発見されたとの報道が相次いだ。そのこ

と自体は大変めたいことであったが、その報道の内容には、日本の書物史を学ぶ者の立場からすると、些か首を傾げざるを得ない表現が含まれており、困惑せざるをえないものであった。デジタル版各紙の見出しを幾つか列挙してみると、「源氏物語」最古の写本「若紫」を発見、鎌倉初期に藤原定家が校訂」（毎日新聞一〇月八日一七時〇〇分）、「藤原定家が写本の源氏物語「若紫」見つかる、戦後初」（日経新聞同月八日一七時〇〇分）、「源氏物語、定家筆の「若紫」写本発見 一級の研究資料」（朝日新聞同月九日五時〇〇分）、といった具合である。

またその記事の中にも、「研究者は「原本に最も近い『若紫』であり、国語の教科書にも影響するほど画期的だ」と評している」（毎日）、「平安時代に紫式部が書いた原文に近いとみられ」（日経）、「紫式部作の「源氏物語」の写本のうち、最古とされる鎌倉時代の藤原定家（ていか）（1162-1241）筆」（朝日）などの文言が見えた。

見出しを比較して気になるのは、「定家が校訂」・「定家が写本」・「定家筆」と各紙の表現が微妙に異なっていることである。「定家が写本」というのは、現代文としては意味不明であるが、この状態から推測できるのは、この本は定家筆ではなくて定家

が身近な人物に書写させて、訂正の書き入れをした、所謂「定家監督書写本」であろうということである。定家が書写したものであれば、共通して「定家筆」「定家が書写」などと書くはずであろう。そうなっていないのは、基本的に定家筆ではないからであろうと推測できたのである。

デジタル版は本紙よりカラー画像が豊富であるので、このような資料の発見記事では特にありがたいものであるが、それらを見る限り、やはり本文の筆跡は定家のものではないと判断できた。また定家による書き入れがあるにしても、あまり多くはなさそうなことも窺われた。

「定家監督書写本」であるとすれば、「定家筆」と書くのはやはり正しい記述とはいえないが、それよりも問題であると感じたのは、「原本・原文」に最も近いという点と、この物語の「最古」の写本としていたことであった。この認識が『源氏物語』本文研究の現況を無視したものであることが気になったので、『源氏物語』本文研究の蹉跌―「若紫」帖の発見報道をめぐって―（『日本文学』六九―七、二〇二〇・七）（以下「旧稿⑤」と略称）において、それが誤りであることを確認すると共に、併せて池田亀鑑によって確立された、日本古典研究における文

献学が、著者自筆本文の再建を窮極の目標としていることの問題点を指摘した。

またこの旧稿⑤では、この発見を受けて、朝日新聞社と中古文学会の主催で、二〇二〇年二月二九日に大阪市の中島会館で、「人がつなぐ『源氏物語』―新発見『若紫』をめぐって―」と題するシンポジウムが、藤本孝一・冷泉家時雨亭文庫調査主任、新美哲彦・早稲田大学教授、久保木秀夫・日本大学教授の講演と、伊井春樹・大阪大学名誉教授の司会・コーディネーターによるパネル討論、という顔ぶれで行われることとなったものの、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを避ける為に中止となり、その代わりに同日に同新聞大阪本社で座談会が行われて、その報告が三月一五日の本紙とネット版に掲載されたことを紹介した。

この報道により、新美氏が最古の写本とする点を、久保木氏が原本の本文に近いということを否定されたことが理解できた。またこの企画の発案者である高木浩明・清風高校講師による、『源氏物語』の写本とは 校訂された本文、分かれぬ原形」と題する概説でも、原形（原本）についての情報が無いことが指摘されている。

その後、三月二五日付で、高精細原寸カラー版である、大河内元冬監修・藤本孝一解題『定家本源氏物語 若紫』（八木書店、二〇二一）が刊行されたのであるが、解説の執筆はこの座談会以前であったため、そこでの指摘が反映されなかったのは、大変残念なことであった。

旧稿⑤は、新型コロナウイルスの影響もあって、この影印を手にしていない段階での執筆であったこともあり、新聞記事や、発見の記者会見を藤本孝一氏と一緒に行われた、山本淳子氏の所属される京都先端科学大学のホームページにおける、山本氏の執筆になる紹介記事の記述に頼っての記述となってしまうことは、誠に申し訳ないことであった。

本稿は、この「若紫」帖が発見されたことによって明らかになる、「大島本」の性格について考察したものである。

二 新出「若紫」帖の外題をめぐって

近時発見された大河内元冬氏蔵「若紫」が、前田育徳会尊經閣文庫蔵の「花散里」・「柏木」二帖、安藤積産株式会社蔵「早蕨」、文化庁保管「行幸」の四帖と一具のものであることは、

既に知られている通りである。そのことに関連して「若紫」帖の具体的な検討に入る前に、この五帖の呼称の問題について確認しておきたい。

池田亀鑑は既知の四帖について、『源氏物語大成』「研究篇」第一章第二部第二節「青表紙本規定についての資料」の中で、
「青表紙本の原本」と記し、それ以降も「青表紙本原本」と呼んでいる。これを承けて「青表紙原本」と呼ばれた事例も確認できるが、同じ本を「定家自筆本」あるいは「定家手沢本」などと呼ぶ例も散見される。呼称が一定していない状況を確認できるのである。

書物研究に限ったことではないであろうが、日本は学術用語がきちんと定められていないことが多く、研究を行う上で少なからぬ障害が生じているのに、それをそのままにしている事例が目立つように感じられる。こうした小さな問題も無視せずに、誰でも安心して扱われる用語を定めるべきであると考えるが、誰がどの様なことを行えば、それが決定して流布することになるのであろうか。悩ましい限りである。

それはともかくとして、この五帖については、本稿では「定家監督書写本」と呼ぶこととしたい。「青表紙本原本」は、そ

もそも「青表紙本」という呼称に様々な問題があることについて、既に述べたことがある。⁽⁵⁾ 仮に「青表紙本」を定家の書写・所持に由来する『源氏物語』本文の総称として使用することを認めるとしても、国宝『奥入』に名残を留める枳形本（六半本）の方が、今問題とする縦型本（四半本）に先行することは明らかなのであるから、「原本」かどうか自体にも問題があるのである。

また、「定家自筆本」の呼称は、今回の「若紫」を含めても、定家が本文書写を担当したのは、「柏木」の初丁から一二丁裏五行目までしかないことはよく知られていることであることか
らしても、適切でないことは直ちに理解できよう。その点、「定家手沢本」は、定家が身近に置いて書き入れなどを行っていた本という意味なので、特に問題はないようである。しかしながら、幾度も手で触れて艶が出るというのが原義の、「手沢」という味わいのある言葉自体が、現在では馴染みのないものになっているのは大きな問題と見えようか。

「定家監督書写本」は、冷泉家時雨亭文庫本の私家集に多く見えるように、最初の部分の書写を自身で担当していることか
らしても、意味的には適切であると考えられる。いささか長い

のは問題ではあるものの、『冷泉家時雨亭叢書』の解題を初めとして、論文の題目などでも見かけることが多くなっていることをも鑑みて、本稿でも「定家監督書写本」（以下「監督本」と略称）の呼称を用いることとしたい。

既に藤本氏の解題（以下に「解題」とのみ表記したものは、この「若紫」のものを指す）によって確認されているように、新出の「若紫」帖は、二重になっている表紙の古い二枚目の表紙が、「花散里・柏木」と一致すること、その古い表紙の中央に貼られた題簽の料紙と筆跡が、尊経閣蔵の両帖および文化庁保管の「行幸」帖と同一であること、本の大きさもほぼ等しい綴葉装の四半本であること、本文料紙も共通することからも、もともと一具であったことは疑いがないものと判断できる。後述するように、その存在が全く確認できなかった訳ではないものの、ほぼ忘れ去られた状態にあったのであり、日経新聞が「戦後初」と評したのも尤もな発見であったのである。

解題では、大変ありがたいことに、五帖の表紙のカラー画像が全て掲載されている。これを一見して感動した研究者は少なくないであろう。前述の如く、古い青い表紙を有する「若紫」と尊経閣の両帖の他は、「行幸」帖は萌葱地鳳凰文綴子の表紙に、

「早蕨」帖は丹地鳳凰連雲文緞子の表紙⁷⁾に改められている。茶道における、中国から渡来した高級絹織物を尊重する風潮の中で、江戸時代以降に古い古典籍の表紙を、中国製のみならず和製のものも含めて、金襴・緞子・錦などの高級絹織物を使用したものに改めることが流行した。問題の二帖もそうした事例のものであって、決して珍しいことではない。「行幸」帖は、おそらく青かったであろう取り去られた表紙に貼られていた題簽を、後補の裂表紙の中央に貼り直している。このような古い題簽を新しい表紙で用いることも、ままあることである。「早蕨」は何時の時点では明らかではないが、題簽が失われている。

題簽を有さない後補表紙の古写本もやはり珍しいものではない。

「若紫」の表紙が興味深いのは、既述のように二重になっていることである。題簽を含めて古い表紙を守るために、これを取り去ることをせず、その上から「白地蜀江文様錦」(解題)の裂表紙を、保護表紙として加えているのである。国会図書館所蔵の帝國図書館時代に収蔵された古典籍でしばしば見かけるように、袋綴装本ではそれほど希ではないものの、綴葉装のものではかなり珍しいのではないだろうか。似た事例としては、慶應義塾図書館蔵の河内本成立期の鎌倉中期写本として注目され

る、伝藤原良経筆四半本の「末摘花」帖(一三二X・一九一)が、伝二条為忠筆の左肩打付書き外題を有する古い表紙を守るために、その上から白茶色地土靈芝花兎文金襴表紙を加えている⁸⁾のを挙げることができる。後補の表紙に外題がない点でも共通しているのである。

「定家監督書写本源氏物語」で興味深いのは題簽である。「早蕨」を除く四帖に現存しており、この五帖の伝来を考える上で、重要な情報であると考えられるので、少し詳しく考察してみたい。

物語の題簽が表紙の中央にあるのは、中世期に広まっていた入木道の故実の通りである⁹⁾。その料紙は特徴ある「白茶地雷文繋草花文蠟牋」(解題)が用いられている。解題には「室町時代の唐紙と認められ」と記されている。広義の「唐紙」に属する蠟箋(牋)は、平安時代から存するものであり、鎌倉時代や室町時代の使用も認められるものである¹⁰⁾。室町時代で特別問題はないのであるが、知見が少なすぎて私には紙の特徴のみから室町時代と絞り込むことはできない。ともあれ高級な紙であることは確かで、特別な書物であることから、この紙が題簽に選択されたものと考えられる。

室町時代と判断されているのであるから、それに従えば良い

ようではあるが、やはり自身の目で追認していくことが、書誌学的検討には特に必要であると考えるので、もう少し確認しておきたい。料紙の時代以外にも、この題簽が書写時の物ではないと考えられる特徴が存している。そもそも定家の時代には外題は表紙に直書きされるのが一般的であるので、題簽であることと自体がその後天性を示していると言えるのである。ただし気を付けなければならないのは、表紙に書き込まれた外題部分のみを切り取って、題簽として後補表紙に貼り付けることもあることである。定家監督書写の私家集類には蠟箋を含む唐紙を用いた原表紙も目立つので、料紙と題簽であることのみでは、これが後補であると決めつけることはできないのである。

そうなることややはり題簽の時代は、筆跡から判断を行わざるを得ないことになる。解題には、「筆跡は、尊敬閣文庫蔵『柏木』の古筆了佐「極」(後述)に後柏原院の宸翰と記述する」とある。その「後述」部分では、太田晶二郎「源氏物語(青表紙本解題)」(『太田晶二郎著作集』第四冊所収(吉川弘文館、一九九二))を引用して、「花散里」に附された古筆本家の極札と、「柏木」に附された了佐の寛永四年(一一二七)五月一七日付の折紙が紹介されている。

初出の「複製解題」によって記すと、極札は本行に「京極黄門定家卿御自筆「琴山」(墨印)」とあって、その右傍に小字で「花散ちるさと外題者後柏原院御宸筆」と記されている。「裏書無し」とあるので、初代古筆了佐(二五七二―一六六二)のものである可能性が高い。また折紙には、「源氏青表紙之内／柏木卷一冊者京極／黄門定家卿御真跡／無紛者也(中略)外題引哥六首／後柏原院御震筆(以下略)」(太田によって加えられた句読点や返り点、及び傍線などは省略)と見え、「引哥」部分の左傍に「但付札也」との書き入れがあるという。

太田は、注の中で折紙が「柏木」のみを対象として、「花散里」に言及しないことを訝っているが、こちらは簡略な極札のみで済まされてしまったのかも知れない。ともかくも、両帖共に本文は定家筆、外題は後柏原院筆であると了佐が鑑定していたことが判明する。「柏木」については、引歌を書いた付札(貼紙)も後柏原院筆だとされている。これについて太田は、「私は、臆病で、定家風筆蹟の引歌附箋までもそんなに年代の下る物かどうか、分からないである」と記している⁽¹⁾。この問題に関しては、詳細な考察が必要になるが、大きさや書きぶりに差はあるので、単純な比較は難しいものの、引歌と外題が同筆であると

は思えない。

藤本孝一編『定家本源氏物語行幸・早蕨』（八木書店、二〇一八）の解題によると、「御幸」には、複数の極札などが附属しており、その内の「傳／庵」墨印を有する二代畠山牛庵（一六二五～一六九三）の札に、「青表紙源氏御幸卷」とあるのに続けて、「外題者後花園院宸翰／奥書者烏丸殿光廣卿筆」との割書があるという。また誰のものか明記されていない「極書切紙」にも、定家筆と極めた部分に続けて、「外題後花園院宸翰」と書き加えられているとのことである。古筆家初代の了佐と同家門弟系の牛庵とでは見解が異なっているのである。

「若紫」には、三重箱の内の書物本体を納める「本書箱」の蓋裏に、「京極黃門定家卿若紫卷（墨印）」とある極札二枚が並べて貼られているのみで、外題に関する鑑定は存していない。この二枚の札は外箱蓋裏に古筆了珉と了仲のものと墨書されているが、筆跡と右の墨印が「琴山」、左の墨印は「守村」とあること、そして後述の折紙の内容からしても、確かに右は本家五代了珉（一六四五～一七〇一）、左は別家三代了仲（一六五六～一七三六）のものと思われる。また附属する、寛保二年（一七四二）仲冬下旬付の、本家七代古筆了延（一七〇三～一七七

四）の証文折紙^②と代付折紙でも、本文の筆者を定家とするのみである。

四枚の題簽の筆跡が同筆であることは疑いないが、その筆者について後柏原院（一四六四～一五二六）とする説と、後花園院（一四一九～一四七一）とする二説が確認できるのである。共に宸翰とするのは興味深いものがある。後柏原は後花園の孫であるので、鑑定の時代もほぼ一致しているのである。

江戸時代の古筆見達によって分類整理された書流に則ると、後花園は南北朝期の後円融院に始まる「勅筆流」に属し、後柏原は自身が祖となる「後柏原院流」に分類されることになる。しかしながら、信頼できる両者の真筆を比較すると、丸みを強調する筆線などに共通性も感じられるのである。

解題では、「専門家の鑑定であるが、個人的な感性であって、史料の根拠が示されていない」と、尊経閣両帖の外題に対する了佐の鑑定を非科学的であると考慮していない。しかし、筆跡鑑定家（古筆見）達は日頃より、鑑定の参考になる資料の収集に努め、また関連諸分野の研究に勤しみ、弛まず鑑定の訓練も行った上で、それなりの責任を持って鑑定を行っていたのである。対象が室町以降のものになると、比較材料も豊富になるの

で、根拠が示されていないなくても、鑑定結果が信頼できることは少なくないと言える。

これまで古筆見達の鑑定結果は、現代の研究者からは無視されたり、信用に足らぬものと扱われることが多かったが、ともかくも一度その信頼度を確認してから判断を下してもよいように思うのである。四枚併せても一八文字しかないのだが、外題は特に意識して丁寧に書写されるものであるので、書風の特徴が比較的出やすいものである。これだけの文字数でも、後柏原・後花園両院の親王時代の諱がある短冊（前者は「勝仁」、後者は「彦仁」）などの、確実な筆跡例と見比べることは十分に可能である。

題簽の書き手は、「起」を字母とする「き」、「佐」の「さ」、「遊」の「ゆ」、「幾」の「き」などの仮名や、漢字「花」などに特徴があると言える。それらを中心に検討を加えた結果、この筆者は了佐の鑑定通りに、後柏原院であると判定できるようなのである。何の手掛かりもなく検討を始めるより、ずっと効率的に筆者を割り出すことができることは、この様に少なくないものである。

三 『源義弁引抄』の記述をめぐって

外題の筆者が判明したことの影響力は決して小さなものではないであろう。『実隆公記』などを見ればわかるように、古写本・新写本に拘わらず、その本の価値を高めるために、高貴・高名な人物に題簽の揮毫を依頼することは、室町時代には一般的であった。

本例も後柏原の所蔵と考える必要はなく、⁽¹³⁾ 即位の前か後かは不明であるが、後柏原に外題の執筆を依頼できる身分や立場の人物が所有者であったのであろう。

ここで気になってくるのが、池田も「青表紙本規定についての資料」で引用している、一華堂切臨『源義弁引抄』（以下「弁引抄」と略称）の以下の一節である。改めて早稲田大学図書館の江戸初期刊本から引用してみたい（振り仮名は省略し、句読点などを私に加える）。

一華堂云定家の青表紙を周防国守にて一覽せり。紙は備中のかいた也。外題は青表紙に定家の打付書也。百四代後土御門院宸筆にて、式の外題をまんなかにをし給へり。源氏

外題を今世に正中にをすは是を例とせり。定家卿自筆は桐壺・花宴・橋姫の三冊也。餘は俊成卿女などの筆也。水尾尽卷うせしを遣遥院殿書たし給へり。東山殿慈照院義政公の御物なりしを、若衆の宮内少輔に下されたり。其後周防大内良隆へ山名刑部少輔か女婚の時に、乗物に入て遣せし也。

池田は、この一華堂は切臨の師乗阿であることを説明し、乗阿の見た「青表紙本」の筆跡を確認して、「花散里」・「柏木」両帖には、外題と附箋は後柏原筆とする了佐の鑑定があることを指摘している。そして外題の筆者が異なることについて、「両天皇の筆蹟は種々の点から混同され易いので、いづれかに鑑定誤りがあると思はれる」と記している。さらに、「一華堂乗阿所覧の青表紙本はもとは足利義政の所蔵であつたが、後に転々して大内良隆（おそらく義隆のことであらう）の有に帰したものであつたらしい」とも記しているように、池田はこの記述を基本的に信用しているのである。

また、池田は続く第三節「大島本源氏物語の伝来とその學術的価値」でも、「弁引抄」の記述によって、將軍義政の所持本が大内義隆の有に帰したのであれば、「大内家には二種類の青

表紙証本が存在していたことになる」として、「雅康の写した一揃といふものは或ひは政弘の所望により他の一揃を以て写した複本であつたかもしれない。恐らくさうであらう。政弘は貴重すべき青表紙証本を当時の名筆たる権中納言飛鳥井雅康に依頼し、複本作成の意味で忠実に写されんことを請うたものと推定されるのである。（中略）一華堂の見た本即ち政弘が雅康に複本を依頼した書本は、大内氏滅亡の際散佚し、雅康の複本は吉見氏に帰してゐたために難を免れ、今日なほその姿を残してゐると解せられるのである」と述べている。「大島本」が雅康筆でないことなどが明らかになった今日、これが成り立たない説であることは明らかである。

この記事について正面から検討した論文に、宮川葉子氏「大内氏旧蔵青表紙本「源氏物語」―「源義弁引抄」の記事を中心に―」（『源氏物語の文化史的研究』風間書房、一九九七）がある。宮川氏はこの記事の信頼性を不安視しながらも、やはり概ね事実と受け止める方向性で論を進めておられる。

料紙を「備中のかいた」とすることについては、宮川氏は『日本国語大辞典』を引用される程度である。久米康生氏「和紙文化辞典」（わがみ堂、一九九五）の「かいたがみ」項に拠れば、

兵庫県佐用郡上月町皆田を原産地とする厚紙で、『藤涼軒日録』や『多聞院日記』などにも見えるという。播磨の他に、因幡・備後・安芸・周防などで模造されていたと、中国地方特に瀬戸内側を中心に生産されていた楮の厚紙なのであろう。

解題では、「若紫」の料紙は溜漉の「楮紙打紙」であり、自筆本『明月記』の例と共に、透過光写真を挙げて、同時代のものであると説明している。「行幸」・「早蕨」の解題でも「楮打紙」とされている。

「弁引抄」の記述と、「監督本」を直ちに結び付けて考えるのは危険ではあるが、同一の本ではなくても、定家が関与した本であるならば、似たような紙を用いたはずであろう。室町末の時点では、厚手の楮紙は「かいだ紙」と呼ばれており、特に備中産のものが有名であったと考えられそうである。

続く、「外題は青表紙に定家の打付書也。百四代後土御門院宸筆にて、式の外題をまんなかにをし給へり。源氏外題を今世に正中にをすは是を例とせり」は、些か理解しにくいのだが、宮川氏は、続いて書かれる定家自筆の三帖は外題も定家筆で、青表紙に直接書かれており、他の五一帖は後土御門院宸筆の題簽が中央に貼られていたと解しておられる。「式」を「二連の

各巻、一式の意ではないか」とされているが、この式は作法の意味で、物語の外題は中央とする故実に従ってという意味であると考えられる⁽¹⁴⁾。

先述もしたが、定家真筆二代集や時雨亭文庫蔵の私家集類などでも明らかのように、定家当時は外題は打付書きするのが一般的であった。「をす」というのは貼り付ける意味もあるので、中央に宸筆の題簽が貼られていたということになる。定家筆の外題の上に、題簽を貼り重ねたとは考えられないので、定家外題は中央ではない場所に書かれていたことになる。外題の位置としては、中央でなければ左肩なのであるが、定家は中央やや左寄りの位置に外題を書くことが多かった⁽¹⁵⁾ので、左肩と断定するのは躊躇われるところである。定家の外題が痛んで読みにくくなっており、存在価値に見合った外見とするために宸筆の題簽を加えたということなのであろうか。定家自筆本が三帖ということは、この後に出てくる記述であるので、絡めて考えるのは無理があるように思うのである。

「源氏外題を今世に正中にをすは是を例とせり」と続く部分を、宮川氏は「装丁史の上でも注意されてよい記述」と評されるが、鎌倉・南北朝期の『源氏物語』写本の原外題は中央にあるのが

普通であり、その実態や入木道の故実を知らなかったことによる妄説と見るべきであろう。

実際、『故事類苑』が引用する、江戸中期の旗本で伊勢流の有職故実家であった伊勢貞丈の随筆『安斎随筆』（後編一三）には、定家自筆の青表紙本の定家筆外題が古びていたので、「三藐院」（近衛信尹（一五六五～一六一四））が題簽を書くことになり、定家外題の上に貼るのは差し障りがあるので、定家外題に並べて中央に貼ったのが、中央の外題の始まりで、『源氏物語』に限定されるべきなのに、他の物語も真似るようになったと記されている。

同工異曲と言うべき話であり、表紙に新旧の外題が並ぶという点でも参考になりそうである。「弁引抄」の記述も外題が併存していたと読むべきなのであろうか。「監督本」には定家外題は存在していないので、別物とも考えられそうだが、現在の青い表紙は原表紙でないのは確かであり、そのことが決め手にはならないのである。

また外題の筆者を後土御門院としているのも実に興味深い。同院は後花園皇子で、後柏原の父である。古筆鑑定を初めて職業とした、古筆了佐に先立つ情報である可能性があるため、何

らかの根拠があったとも考えられるものの、子と父で記憶の混乱が生じたのであるかもしれない。

改めて四枚の題簽の筆跡を、後土御門院の真筆と比較してみしたが、同筆とは見えず、後柏原院筆と見ることを訂正する必要はないと考える。外題の筆跡が後花園からの三代に集中しているのは、古筆見達の鑑定の有効性がある程度証明していると言えるのではないだろうか。これは偶然ではなく、書流に注目して時代や人物の特定を行っているからであり、ある意味必然なのである。何時もピンポイントな特定が可能な訳ではなくても、古筆見の鑑定は、筆者を明らかにする際の有力な手掛かりになることは少なくないのである。

続く「定家卿自筆は桐壺・花宴・橋姫の三冊也。餘は俊成卿女などの筆也。水尾尽卷うせしを追遙院殿書たし給へり」の部分分は、特に注目される部分である。

「監督本」の五帖「若紫・花散里・行幸・柏木・早蕨」と、東海大学付属図書館蔵「明融本」の、「監督本」を模写したと考えられる八帖「桐壺・書木・花宴・若菜上・若菜下・柏木・橋姫・浮舟」とで、「柏木」が重複しているので、我々は「監督本」一二帖の筆跡を確認することができる。これを「弁引抄」の「桐

壺・花宴・橋姫」が定家筆で、「滌標」が三条西実隆筆との情報と突き合わせると、奇しくも「桐壺・花宴・橋姫」が重なっている。

「明融本」の「桐壺」の前遊紙表右上に貼られた、明融筆とする「琴山」墨印を有する極札は、その筆跡からしても初代古筆了佐のもと判断できる。「上冷泉殿為和御御息明融」の部分に続いて、「定家卿字形／御似せ候哉」と割書している通り、本文・「奥入」共に一目見て定家と思わせる書風を示している。それだけでなく定家真筆本に良く見られる、半葉の行数が一定でないこと（ここでは八行と九行を行きつ戻りつしている）、周辺の人物に比して字粒が大きいこと（二行の文字数が少ない）、等の特徴も確認でき、確かに親本が定家筆であった可能性は極めて高いと言える。「大島本」を例に挙げるまでもなく、奇合書きの場合、「桐壺」と「夢浮橋」は中心人物か、身分や学識の面での貴人に依頼することが多いので、「監督本」において定家が自ら担当したということは大いにありうることである。

「桐壺」以外の「明融本」にも了佐の定家筆とする極札はあるが、割書は存していない。しかし、本文・「奥入」共にいかに定家風の筆跡で、八行と九行を行き来して、字粒が大き

いなどの特徴を、「花宴・橋姫」両帖も示しているのである。また東海大学桃園文庫影印刊行委員会編『東海大学蔵桃園文庫影印叢書 源氏物語（明融本）全二巻』（東海大学出版会、一九九〇）の、石田穰二解題も、「花宴」では「原本は一帖すべてが定家自身による筆写であったかという印象がある」とし、「橋姫」でも「原本は全体が定家の自筆であったかという印象がある」と評している。

やはり「弁引抄」は「監督本」のことを述べていると思われるのである。ただ気になるのは、「監督本」や「明融本」の他の帖を確認すると、明らかに定家筆と思われるものが、「柏木・若菜下・浮舟」と三帖も存しているのに、それらには言及していないことである。しかしながら、「柏木」は前述のように第一一丁表まで、「若菜下」は「巻頭一丁表は、定家の自筆であったろう」（石田解題）、「浮舟」は「本文墨付九丁裏あたりまで、書写が大ぶりで、定家自筆であったかと思われる」（同）というように、これらは定家が一帖全部を書写したのではない。そのために「定家卿自筆」に加えなかったと考えれば、一応説明はつくであろう。

こうなると、「滌標」は実隆が補写したとあることも信用し

たくなってくる。ただやはりここで気になるのは、「大島本」「関屋」冊の存在であろう。「澹標」は「関屋」の二帖前と位置も近く、雅康と実隆はほぼ同時代の公家歌人であり、共に能筆としても知られた人物である。記憶が曖昧であったために、帖名と人名を誤ってしまった可能性は否定しきれないのではないだろうか。

ただし、旧稿①で指摘したように、「大島本」の「澹標」冊は「宮川」印を有する一九冊中のものであるが、自筆本「奥入」に三項目が存しているにも拘わらず、「奥入」自体はもとより、引歌を記した附箋も存在していないのである。また『源氏物語』の校本において、「大島本」は青表紙本の中で孤立する傾向が目立つのであるが、「澹標」にはあまりそうした傾向は認められない。より詳しい考察が必要であるのはもちろんであるものの、旧稿③で確認した「関屋」と、同様の性格を有するものである可能性は高そうである。

「澹標」には「関屋」のような奥書もなく、「監督本」の本文を受け継ぐものであると断定できる材料もない。しかし、補写に際して必ずしもその巻にその旨を記した奥書が加えられる訳ではないので、それだけでそれを否定することもできないであ

ろう。また逍遙院流の祖とされる実隆の筆跡は、息公条他の同書流の人物との見分けが難しい場合も少なくないものの、書流自体の個性は際だっており、「監督本」の一群中に混じっているれば、その筆跡のみで逍遙院流の書き手のものと判断することは可能であったはずである。ともかくも、この部分の記述は、「弁引抄」に見える本は「監督本」そのものではないと、否定する理由にはならないと考える。

そして最後の、「東山殿慈照院義政公の御物なりしを、若衆の宮内少輔に下されたり。其後周防大内良隆へ山名刑部少輔か女婚の時に、乗物に入て遣せし也」は、宮川氏も述べられる通り、「問題を多く含む部分である」。氏は「宮内少輔」と「山名刑部少輔」の人物特定を中心に、様々な考証を加えられ、大内氏旧蔵の定家筆青表紙本は、足利義満―山名時熙―同宗全―山名宗全女斯波義廉妻―大内政弘―同義興―同義隆―同義長、と伝わってから焼失したとの「一試論」を提示されている。

大内政弘が後土御門院に外題を求めたと考えておられるのである。政弘は義政に遅れること五年の、明応四年（一四九五）に没しているので、即位前の後柏原に依頼することは、時期的に可能ではある。しかし、話題の鍵となる人物であるはずの足

利義政と大内良(義)隆が無視されて、最も記憶があいまいになる可能性が高い官職名にのみ焦点が当てられているのは、俄かに受け入れがたいものがある。

確かに「宮内少輔」と「山名刑部少輔」は特定が難しいのだが、例えば義政の御供衆で宮内少輔であった人物に山名豊之がいるなど、様々な可能性は残っているのであり、大内義隆まで繋げるのはなかなか難しいのであるが、義政を外すのはもっと考証を重ねた後でも良いように思うのである。⁽¹⁶⁾

四 「監督本」は大内家旧蔵か

何故『源義弁引抄』の記事について長々と検討を加えたのかといえば、発見された「若紫」帖の来歴を確認したいからに他ならない。ここには「若紫」の名は出てこないし、明確な経緯と径路は不明であるものの、足利將軍家の所蔵であった「監督本」そのものが、いつしか大内家に伝わり、実質的な同家最後の当主である義隆の許にあつたらしいことを伝えてくれているのである。真実でない部分も含まれているにせよ、話の大枠まで否定する必要はないのではないだろうか。

ただし、この記事の信頼度に関して、些か気になる問題がある。著者の切臨が話を聞いた「一華堂」は、前述のようにその師の乗阿だとされている。一華堂乗阿は、小高敏郎の研究に拠れば⁽¹⁷⁾、享祿四年(一五三一)の生まれで、武田信虎の子あるいは猶子と言われ、信玄の弟にあたる人物である。天文七年(一五三八)に八歳で時宗僧となり、同一六年より駿河国長善寺の体光(後に二九世遊行上人)について学び、同寺の住持を継いだという。三条西公条に「源氏・伊勢」などを学んだというが、公条は永祿六年(一五六三)二月一七日に薨じているので、それ以前に上洛した経験があつたことになる。

乗阿が尋ねた「周防国守」とは、文脈的にも周防介義隆であると考えられるが、天文二〇年(一五五一)には家臣の陶晴賢の謀反で自刃している。その晴賢も弘治元年(一五五五)に厳島の戦いで戦死し、晴賢によつて据えられた傀儡当主の義長も、弘治三年に毛利氏に攻められて自害している。義隆没時に乗阿は若干二一歳である。小高も推測するように、諸国遊行中に周防山口を訪問した可能性は皆無ではないかもしれないが、武田信虎息とはいえ、若輩の時宗僧が大内家蔵の『源氏物語』の秘本に直接触れる経験が持てたかどうか、かなり不安にならざる

をえないのである。長善寺の住持は代々一華堂乗阿を名乗ることでもあるので、あるいはその経験をしたのは、今問題とする乗阿よりも前の乗阿の経験で、それを一二代が切臨に伝えたのであるかもしれない。

このような問題はあるのであるが、定家真筆帖や題簽の情報など、先に確認したように全くの妄説と切り捨ててはできないのであり、やはりそこに幾許かの真実が含まれていると考えるかと思うのである。

「監督本」の本文を伝える「大島本」は、政弘所蔵本そのものではないにせよ、義隆姉を正室とする程の有力な臣下であった吉見正頼が所蔵していたものである。またその「関屋」の飛鳥井雅康の本奥書や、「夢浮橋」冊に正頼が書き入れた、畠山院良鎮の本奥書にも、大内政弘の名前が出てくる。「大島本」は「監督本」が政弘の時代には大内家に存在していたらしいことを伝える、傍証の一つともなる存在なのである。

「若紫」帖の現蔵者は、参河吉田七万石藩主家である松平家（維新時に大河内に復姓）のご子孫である。解題に説明されているように、この本は明治六年（一八七三）の大河内家の所蔵目録『道具帳』により、寛保三年（一七四三）に福岡藩主黒田

継高から、時の老中であつた松平信祝に贈られたことが判明している。

インターネットが普及したデジタル社会で驚かされるのは、有意義なものを含む大量の情報が、たちどころに不特定多数に共有されることである。「若紫」帖発見の報道も、日本国内だけでなく、世界中に広まり、驚きと喜びをもって受け止められたが、新聞の記事などが曖昧な表現であつたために、「若紫」は定家筆なのかどうかを知りたいという意見もあちこちで見受けられた。

驚愕させられたのは、報道からまもない内に、「若紫」の黒田家以前の所蔵者の情報が、SNS上で報告されたことである。「上越市史別編5 藩政資料1」に翻刻されている、越後高田藩主松平光長（一六一五〜一七〇七）旧蔵品の目録『御拝領物類』に、「広国院様御遺物之由」と注記のある「一、定家卿若紫 一冊」が見えているというのである。またその隣に、「豊後ヨリ来ル無極由」と注記のある「一、定家卿 野分 一冊」（天理大学附属天理図書館蔵の伝定家筆六半本「野分」帖との関係は不明）も存していることも指摘されている。

「広国院様」の部分に「光長妻室」と注されているように、

この人物は、松平忠直息で越後高田藩守となった松平光長の正室であった、長州藩主毛利秀就の娘の土佐姫（登佐とも）（一六一七〜一六七七）である。寛永八年（一六三二）に光長と結婚しており、その際に古写本の嫁入本として実家から持参したものである可能性が高いのではないだろうか。

問題の目録は、天和元年（一六八二）の光長改易に伴い、光長姪である高松宮好仁親王二宮（母は光長同母妹亀子）に譲られた諸道具の内でも、格別に由緒ある三八点を書き上げた覚書であることが、佐藤宏之氏「大名改易における藩領処理―城引き渡し時の文書作成―」（大石学編『近世公文書論 公文書システムの形成と発展』岩田書院、二〇〇八）に説明があることを、上原作和氏よりご教示いただいた。この二宮から黒田経高までの径路は不明であり、同一の「若紫」帖であるとは証明できないものの、定家筆とされる「若紫」帖が、毛利家に所蔵されていた時期があったことを伝える、注目すべき情報であることは疑いない。

大内家所蔵であったものが、そのまま同家を滅ぼした毛利家に伝わったと考えるのは単純に過ぎるが、毛利博物館に所蔵される、大内義長退去後の山口の居館で吉見正頼によって接収さ

れた、「大内氏勘合貿易印等関係資料」（重要文化財）のような例や、大内教弘旧蔵の『古今和歌集』が、毛利家一族の吉川家に伝わった例もあるのであり、一応その可能性は考えてもよいであろう。

かなり頼りない考察であることは自覚しているが、新出の「若紫」帖もやはり大内氏旧蔵であったと考えたい。

旧稿①で記したように、一筆の『源氏物語』が一九冊の残欠本になってしまっており、これを所蔵していた吉見正頼はそのことを惜しんで、永祿七年（一五六四）頃に、聖護院道増・道澄他の大勢の人物を巻き込む補写活動を行って、再び揃い本とした。これが「大島本」である。その一筆の一九冊にも、補写された三四冊にも「監督本」の流れを組む冊があることが、「奥入」や引歌の貼紙や行間書入れの存在で確認できる。

分量の多い古典作品が、補写されて揃い本に戻された例は少なくないが、欠けた部分と同じ系統の伝本を見出すことができず、別系統の本文で補われることもままあることである。「大島本」では、全体ではないにせよ、同系統本での補写も行われているのであるから、正頼の周辺に同系統の写本が存在していたことになる。それが「監督本」そのものであったのか、その

転写本であるのかは不明である。そのものであったならば、正頼が奥書に何か書きそうなのであるから、それが無いということは、転写本であるとも考えられるが、大内氏が「監督本」を所蔵していたからこそ、転写本も存在しえたと言えるのではないだろうか。

五 「監督本」と「大島本」の「若紫」比較

二〇二〇年三月に影印本が刊行され、新出の「若紫」帖の全貌が明らかになった。その本文を本格的に検討した最初の論文となったのは、幻となった朝日新聞主催シンポジウムのパネリストであった新美哲彦氏の、「新出「若紫」巻の本文と巻末付載「奥入」―定家監督書写四半本「源氏物語」との関係を中心に「中古文学」一〇六、二〇二〇・一一）である。

新美氏は、「定家本『源氏物語』」について概説した上で、「大島本」の本文に関する研究史を振り返って、それが「定家監督書写四半本」の忠実な転写本ではなく、誤脱や誤写が多い上に、室町期に流布した定家本本文と濃厚に接触しているらしいことを確認された上で、改めて「大島本」と新出の「若紫」の本文

について、「奥入」を含めて具体的に検討されている。そして結論として、①新出本も「監督本」と見てよいこと、②新出本は「大島本」や「伏見天皇本²⁰⁾」と近い関係にあるが、わずかな欠脱があるので、現在の定家本系全体の祖本ではないこと、③新出本の「奥入」は本文部分とは別筆であり、「大島本」の「奥入」はこれと近似するが、末尾を脱落していることなどを指摘されたのである。

また「付記・藤本孝一氏の解題について」において、解題が「先行研究を参照しておらず、さまざまな誤考が見られる」として、中心となる三点について簡潔に訂正されている。その一つが、「大島本の重要な個所に表れる俊成筆風は、親本（俊成本・稿者注）を模写している」という個所である。新美氏は、「大島本」の祖本が新出本であることが確認できるのに、それに「俊成風」の個所がないこと、「臨模本でもなく、定家様ですらない大島本が俊成筆のみを奥書や注記もなしに残すということ自体考えられない」として、旧稿④にも言及して、旧稿①で否定された後も、藤本氏が繰り返し公表されてきた説を手短かに否定されたのである。

「監督本」と「大島本」の「若紫」の関係と、それぞれの性

格については、新美氏論文に委ねればよいのだが、重複があることを恐れずに、稿者なりの観点から改めて論ずることをお許しいただきたい。

ア 「監督本」「若紫」帖の性格

先ず「監督本」の「若紫」帖について確認しておきたい。半葉九行書きが基本で、希に八や一〇行が交じっている。定家自筆本ほど変化は頻繁ではないものの、如何にも定家周辺の写本としての特徴を示しているといえよう。その筆跡も、鎌倉時代に広くみられる力強さや鋭利さが感じられず、全体に丸みを帯び、行線がゆらゆらして、しかも行間が不均等であるという、定家に良く似た書風を示している。定家筆部分よりも字粒が小さく、やはり定家周辺の人物の筆であると判断して良いように考えられる。古筆の世界で定家筆と極められても無理のない筆跡であると言えるであろう。

解題は、六三丁裏の「奥入」部分で、「ゆほひか」という語の引歌を記した個所で、本行に「のへ」とある上から、「水」と太線の文字で重ね書きして訂正した個所と、四〇丁表五行目中央部分で、本行に「のみたち」とあるものに、「のみ」の下に小丸の補入記号を記し、右傍に「あり」と記しているのを、

定家筆と判定している。またこの記号と「あり」に「青墨」を使用しているとして、「青墨は貴族が用いる墨のため、この補入は定家によるものと想定される」とも述べておられる。重要な問題であるので、「青墨」は貴族が使用するという根拠と、定家が訂正に青墨を使用した他の事例を挙げただきたいと感じる方は多いのではないだろうか。

「水」の訂正箇所について、新美氏は「水」一字で定家筆と断定するのは難しい」と記しておられる。「奥入」部分は定家筆ではないにも拘わらず、大きな合点風の削除記号や、小字の行間書入れなどがあり、親本の姿を模写しようとする意識も感じられる。また影印で見ると、「水」字は本行と墨色が変わっているように見えない。親本の重ね書きをそのまま模写した可能性も考えるべきであろう。またここを定家筆とするならば、ここが青墨でない理由も説明されてしかるべきではないだろうか。解題の「擦消・校訂・朱合点等」でも指摘されているが、一三丁裏四行目では本行「なにし」の「し」を太い線で重ね書きして、その右傍に「か」を補っている。ここも墨色は少し薄いようなのだがこれは青墨ではないのであろうか。様々な疑問が募るのである。

新出本の本文の書写態度であるが、それほど注意を払って丁寧に書かれたものとは見えない。そのためもあつてか、解題に具体的に列挙されているように、擦消訂正や補入なども少なくないのである。先述のような「奥入」の状況からしても、特別な献上本のようなものではなく、自家用の写本的な性格が強いと言えそうである。

少し注意されるのは一丁裏の書きぶりである。九行書の部分なのだが、初行から八行目までは二行毎に接近して書写されており、二・三行目、四・五行目、六・七行目の行間は少し広くなっているのである。八・九行目は余裕がなくそれほど広くはないが、七・八行目が組になっていることが感じられる書きぶりになっている。これは見た目の変化だけではなく、脱文を防ぐことを目的とする書式と考えられる。伝頭昭筆の六半「狭衣物語切」²⁾その他で見かけることがあるが、何故ここだけがこうなっているのだろうか。親本の特殊な書式を通常のものに改めて書写していたのに、ここだけうっかりしてそのままに書いてしまったなど、様々な可能性を考えることはできるが、明確な理由を明らかにすることは難しそうである。今後の課題として注意しておきたい。

和歌の書式は、『源氏物語』では比較的珍しい、上句下句で分けた二行書で、共に書き出し位置が地の文より低く、歌の終わりで改行する書式を基本にしている。こうした書き方は定家本『伊勢物語』を初めとして、有名な『更級日記』や文暦二年(一二三五)写の『土左日記』などでも見えるものである。ただし、「監督本」で統一されている訳でもなく、五帖の和歌の書式が極めて不統一であることは、解題でも確認されているところである。

問題なのは、解題で「若紫」や「御幸」のその書式を取り上げて、解題が「定家は、意識して和歌を分かち書きをすることにより、源氏物語を黙読用にしたと思われる」などと記されていることである。新美氏も別な角度から完全否定しておられるが、「柏木」の定家真筆部分ですらそうなっていないのに、定家筆でもない「若紫」や「御幸」だけに注目して、その他の定家筆本は一切検討しないで、どうすればそのような説を導き出せるか、理解に苦しまざるをえないのである。

イ 「大島本」「若紫」冊の性格

新美氏も「新出本の本文を検討することは、大島本「若紫」の位置づけを検討することにもなる」とされる通り、この発見

は「大島本」を再検討する契機ともなっている。氏は、『源氏物語大成』の初めの三ページ分だけでも、「大島本」に八カ所もの誤写があることを指摘され、「訂正が朱や墨で入れられており、時間をかけて修正された様が見て取れる」・「丁寧な書写とは到底言えない」と述べておられる。また「書写時の目移りによる脱落と推測される」、「大島本」独自の脱文箇所を「若紫」全体で四カ所指摘されて、「大島本」若紫が定家監督書写四半本の流れを汲むとしても、すでに指摘されているように、丁寧で親本に忠実な写本ではなく、劣化した本文であることはあきらかであろう」とまとめておられる。

異論は全くないのであるが、その劣化の原因を考えるためにも、今少し「大島本」の問題点を具体的に確認してみたいと考える。明かな誤写と考えられることを挙げていけばきりもないのだが、特徴的な事例をいくつか示しておきたい。

一丁表一行目、つまり冒頭部分は、「わらはやみにわらひ給て」と書き出され、「わらひ」と続け書きされた「わ」と「ら」の境目あたりに、朱で補入記号を加えて、その右傍にやはり朱筆で「つ」と書かれている（大成頁数・行数…一五一・一）。

朱筆を反映させると、「監督本」などと同文にはなるが、文意

を理解していれば考えられない誤写であろう。事実、一二丁表二行目でも「わらはやみにわらひ」と書かれ、ここでは墨で補入記号と「つ」が書き加えられている（二五九・六）のである。二度も誤っていることからしても、単なる書き誤りではなく、「わらはやみ」という語を知らなかったために、「わらひ」などという、ひどい書き誤りをしたと判断せざるをえないであろう。他の冊にも見られるものであるが、表表紙蓋紙右端中央に「二校」と朱筆で書かれており、朱筆の「つ」の補入は二校時のものと考えられる。それはつまり初校時には見過ごされていたということである。初校を含めてお粗末と言わざるをえないのである。

同じ一丁表八行目でも「し、こらうし」と書かれ、「う」を朱で見せ消ちして、右傍にやはり朱筆で「か」と書き加えている（一五一・四）。これも「ししこらかす」という動詞を知らなかったための誤写としか考えようがない箇所である。一三丁表一行目の「と、ろ」も、朱筆で「、」を見せ消ちして右傍に「う」と書き加えている（一六〇・二）のも、「とうろ（灯笼）」と気付かなかったことによる誤写であろう。一五丁表三行目「さかし、心」で、朱筆で「、」を見せ消ちして右傍に「ら」と書

き加えている(二六一・一〇)のも、言うまでもなく「さかしら心」という名詞を知らなかったからにほかあるまい。

この朱訂の存在は物語本文部分に限らない。「奥入」部分でも、本行で「みなといりのあしわけを舟さいりおほみ／おなし人にやたるむと思し」(六〇丁裏)とあるのに対し、第三句の「い」を見せ消して「は」に、第五句の「たる」も見せ消して「こひ」と訂正している。和歌を理解していれば誤るはずがないのであり、やはりあまり考えずに転写していることが窺えるのである。

墨筆の訂正は本文と同筆のものもあるようであるが、朱筆訂正は明らかに別筆である。そしてこの朱筆の筆跡は、旧稿④で述べたごとく、「大島本」全体の様々な個所で朱墨共に見受けられることのできるもので、「桐壺」・「夢浮橋」の道増・道澄を除いた書写者の中で、かなり異なる書風を示しているのである。

その筆跡は旧稿①④で確認したように、三条西実隆に始まる逍遥院流に属するものなのである。何度も繰り返し返す必要もないのであるが、解題でまた改めて、「若紫」・「宿木」の問題の筆跡が俊成の手を模したものとし、それが「監督本」の親本が俊成筆本であることの根拠となると説明されているので、改めて否

定せざるをえなくなるのである。⁽²²⁾

ともあれ、このような朱墨の訂正の事例は際限なく列挙できるのであり、書写者は内容の理解なくただ書き写しただけの人物であったことは明らかである。目移りによる欠文が生じるのも致し方ないとも言えよう。そのような人物が、伝統ある歌道家の当主である飛鳥井雅康や、その右筆として多くの古典作品を書写する人物であろうはずもないのである。⁽²³⁾従って、そのような朱訂がなければ誤写だらけの本が、大内政弘旧蔵であると到底考えられないのである。

ウ 「監督本」と「大島本」の比較

新美氏は、「監督本」と「大島本」で一致しない個所についても考察されている。その結果、両者には「多くの主要な異同を共有」しているものの、両者が対立する個所では、「伏見天皇本」が「監督本」に全て一致しており、「奥入」は有していない「伏見天皇本」の本文の方がより近いことを指摘されている。

新美氏が、紙幅の関係もあって言及されなかったと思われるのが、「監督本」の貼紙(附箋)や朱合点の問題であろう。「監督本」と「大島本」、及び「明融本」のそれらについては、渋谷谷一氏の一連の研究がある。①「藤原定家と『源氏物語』注

勘—「柏木」巻における尊経閣文庫本・明融臨模本・大島本の
 奥入・付箋・行間注記・朱合点の關係を中心として—」（『日本
 文学論及』五三、一九九四・三）、②「藤原定家の『源氏物語』
 註釈とその繼承について（上・下）—大島本の付箋を中心とし
 て」（『國學院雜誌』九七・五、六、一九九六・五、六）、③「定
 家本『源氏物語』の付箋と書入注記—その成立過程と伝流状況
 について—」（同氏編『講座源氏物語研究3源氏物語の註釈史』
 おうふう、二〇〇七）などがそれぞれである。

これらでは、三者の貼紙や合点、行間注記などは關係が認め
 られるものの、「大島本」が異なる点が多いことが確認され、
 その理由として、「大島本」が「監督本」の流れにあるのでは
 なく、「監督本」よりも「一段階前の定家本の生成過程途上の
 本文形態と注釈（付箋と奥入）を示しているではないか」②、
 「ひよつとしたら大島本『源氏物語』は、巻によつては、定家
 の「青表紙本」が複数存在し、その生成過程上の比較的初期段
 階のものを書写したことに起因するのではないか」③、とい
 うような仮説を提示されている。

「監督本」の「若紫」も、貼紙や合点、書入注記などについ
 て「大島本」と比較すると、両者には密接な關係性を認められ

る部分もあるものの、総体としてはかなりの相違が存在するこ
 とが確認できる。

「監督本」に貼られた引歌の貼紙は八枚である。内二枚は伝
 来の過程で誤った場所に貼り直されていると思われる。以下に
 一覧を掲げて見る。通し番号、貼られた場所（4表は本文第四
 丁の表の意、それに続くアラビア数字は行数）、引歌の初句、
 本文の当該箇所順に整理してある。

- | | | | |
|---|-----|----------|------------------|
| ① | 4表 | 「みよしの、」 | 「ゆほひか」 |
| ② | 6裏 | 「あまのすむ」 | 「そのみるめも」 |
| ③ | 8表 | 「いつこにか」 | 31裏8「やとりもとらまほし」カ |
| ④ | 27表 | 「きみをいかて」 | 「とはぬはつらき」 |
| ⑤ | 27裏 | 「いのちたに」 | 「いのちたに」 |
| ⑥ | 42表 | 「あしわかのか」 | 「あしわかのか」 |
| ⑦ | 42表 | 「しらねとも」 | 58表2「むさしのと」 |
| ⑧ | 46裏 | 「ちはやふる」 | 「くさのとさし」 |

白抜き数字とした④⑦⑧は、貼紙に対応する本文の箇所¹に朱
 合点²が加えられているものである。貼る場所が誤っていると思

われるのが、③と⑦である。⑦は対応箇所には合点があるので間違いないが、③はやや心許ない。

この八枚が「大島本」ではどうなっているかという点、受け継がれていると考えられるのは⑤⑥⑦の三箇所である。「若紫」は補写の冊なので、旧稿①で指摘したように、貼紙ではなく、本文の行間に朱筆で書き込まれる形式となっている。またその書き込みも、漢字仮名の当て方などが異なり、貼紙の表記のままに写してはいないのである。これだけを見ても、「大島本」は「監督本」の貼紙情報を忠実に受け継いでいないことは明らかである。

「監督本」本文中の朱合点は以下の通りである。順番を示す大文字アルファベット、箇所（23裏8は第三十裏八行目の意）、朱合点部分の書き出し、対応関係の略号（「奥」は「奥入」が、○数字は対応する貼紙の番号を示す）。

- | | | | |
|---|------|-----------|---|
| A | 23裏8 | 「とよらのて」 | 奥 |
| B | 27表3 | 「とはぬはつらき」 | ④ |
| C | 29表1 | 「よのまのかせも」 | |
| D | 31裏8 | 「くらふのやま」 | 奥 |

- | | | | |
|---|-------|-----------|---|
| E | 39表1 | 「おなし人にや」 | 奥 |
| F | 42表10 | 「なそこひさらむ」 | 奥 |
| G | 46裏6 | 「くさのとさし」 | ⑧ |
| H | 51裏3 | 「ひたちには」 | 奥 |
| I | 58表2 | 「むさしのと」 | ⑦ |

一箇所を除いて、貼紙ないし「奥入」の対応が確認でき、やはり朱合点が注の存在を示す記号であることが確認できるのである。貼紙と奥入とで合点の形が異なるということもないようなので、合点付近に貼紙がなければ「奥入」を確認せよということなのであろう。

Cに対応するものがないのは不審である。上部に貼紙の剝落痕も確認できない。「よのまのかせも」は「うしろめたく」と続くことから、『紫明抄』や『河海抄』でも指摘されるように、『拾遺集』に見える兵部卿元良親王歌「あさまだきおきてぞ見つる梅の花夜のまの風のうしろめたさに」（二四、抄一四）が引歌であると考えられる。直前の光源氏の歌が山桜を詠んでおり、梅の歌は適当でないと判断されたのであろうか。

以上の「監督本」朱合点に対し、「大島本」の朱合点は一四

箇所である。こちらにも一覽を作成してみた。順番を示す片仮名、箇所、朱合点部分の書き出し、対応関係の略号（墨）は墨筆で引歌書き入れあり。「朱」は朱筆で引歌書き入れあり。○数字は「監督本」の貼紙と同じ歌を示す。「異」は「監督本」貼紙とは異なる歌。「奥」は「奥入」と同じ歌。アラビア数字は書き込まれた歌の数。「注」は引歌ではない書入。大文字アルファベットは「監督本」朱合点との対応関係を示す）の順である。

ア	1裏6	「やまのさくらは」	墨	
イ	4表6	「ゆほひか」	墨①	
ウ	6裏5	「そのみるめも」	墨②	
エ	20裏6	「にしきをし」	墨	
オ	24表2	「とよらの寺の」	墨奥	A
カ	27表4	「とはぬはつらき」	墨異2	B
キ	27裏2	「いのちたに」	朱⑤	
ク	28裏5	「よのまの風も」	墨	C
ケ	31表8	「くらふの山」	墨奥+2	D
コ	34裏7	「ありしにまさる」	墨2	
サ	38表2	「おなし人にや」	墨奥+1	E

シ	41表6	「なそこえさらん」	墨奥	F
ス	45表6	「草の戸さし」	墨異	G
セ	49裏3	「あつまを」	注	
ソ	49裏4	「ひたちには」	墨奥	H
タ	55裏10	「むさしのと」	朱⑦	I

なお、四〇丁裏の九・一〇行目の間に朱筆で「監督本」の貼紙⑥の「あしわかか」歌が書き込まれている。「大島本」にも合点がないのだが、他の二例の朱筆歌と同じく、「監督本」の貼紙の情報を継承したものと判断できよう。

やや複雑な一覽となっているが、「大島本」の一六箇所の朱合点の内、「監督本」と同じ箇所にあるのは大文字アルファベットの加えた九箇所である。また書き込まれた引歌の内、「監督本」と同じ歌が確認できるのはイウオキケサシソの五例である。その内「奥入」と対応するのはオケサシソの五例である。また同じ歌であっても、「監督本」にはない歌集名の注記があるものが目立ち、歌に異同があるものも存するのである。

今後のより詳しい検討が必要であるが、「大島本」の墨の書入は本文とは別筆だと思われる。そこに逍遙院流の朱筆も加わっ

ているのである。「大島本」「若紫」は本文と奥入部分だけを書写したものに、少なくとも二人の別人が注記を書き込んでおり、その内の朱筆の一人は基本的に「監督本」貼紙の情報を書き込んでいるのに、その全てを受け継いではないのである。

以上は表面的な確認作業にしか過ぎないが、これだけでも、「大島本」が「監督本」の貼紙の情報を忠実に継承していないことが理解できる。しかも単なる減少などではなく、「監督本」とは無関係な引歌書人と朱合点も少ないのである。異なる部分は、「大島本」独自のもの、あるいは実在が確認できない別の「定家本」に拠るものと見るよりも、「大島本」「夢浮橋」に正頼が書き加えた奥書によって、接触が想定できる、曼殊院良鎮から大内政弘に贈られた河内本に存していた書き入れの影響が強い、と考えるのが穏当であろう。

「大島本」「若紫」の本文は、忠実とまでは言えないにせよ、「監督本」を確かに継承するものであった。また「大島本」の「奥入」も、本文と同様の劣化を確認でき、しかも丁の変わり目で脱落したものであることを、新美氏が指摘されている。であるのに、引歌の書き入れにおいては、渋谷氏が他の巻で検討されたのと同じく、両者の距離が大きいのは何故なのであろうか。

可能性として考えられるのは、「大島本」「若紫」は「監督本」を直接書写したのではなく、その何段階か転写された本を親本としているのではないかということである。その親本は貼紙の情報などは省かれたものであったので、これを有する別の同系統本と、おそらく河内本系統の書き入れを有する本から、書き入れの情報が転記されたと考えるのである。そうであるならば、本文の劣化は書写者のみの責任ではなく、親本段階ですである程度生じていたのかもしれない。また新美氏は「大島本」の本文に、同じ定家本ではあるものの、「監督本」の本文とは少しかだけ距離のある、「室町期写本との接触の痕跡が見られる」ことを指摘されている。書写の状況からしても、それも「大島本」の親本ないしそれ以前の段階である可能性が高いのではないだろうか。

「監督本」との比較から浮かび上がってくるのは、「大島本」の一筋縄ではいかない複雑な性格なのである。

おわりに

「若紫」帖の発見により、「監督本」の情報が増えたことは実

に素晴らしいことである。しかしながら、「明融本」を加えても、わずか一二帖にしかならないのであり、その全貌を知ることとは到底叶わないのである。今後もこのような発見があることを期待したいが、それを待つてばかりもいられないであろう。

「監督本」の姿を伝える物として「大島本」が注目され、それを元にした校訂本を使用し続ける以上、「大島本」の真実の姿を追求する努力は続けられなければならないはずである。国際的にも『源氏物語』研究が広がっている現在において、何時までも、「大島本」が大内政弘旧蔵の飛鳥井雅康筆本などという過去の説に泥んで、それを土台にして誤った見解を生み出し続けるのは、あまりにも不毛な行動であるし、世界の日本研究者に対しても恥ずかしいことではないだろうか。

本稿でも駆け足で確認したように、「大島本」の「若紫」冊のみを取り上げても、本文も書き入れも、非常に複雑な成立過程を有しているのである。一筆の一九冊とそれ以外の、書写時期の異なる二つのグループに分けて、それぞれを検討するのみではなく、やはり個別な視点からも、各冊の本文の性格や特性を検証していく必要があるであろう。その際に必要となるのは、従来の誤った定説や先入観を捨てることである。

この主張は稿者の中では旧稿①から不変のものである。それならば自分で研究すればよいのではあるが、悲しいかな稿者は『源氏物語』の内容を本格的に学んでこなかったたので、内容に踏み込んだ研究は直ぐに限界に達してしまっているのである。是非専門家に、書誌学的な知見を踏まえた「大島本」の研究を行っていただきたい。その願いを込めて、本稿を執筆した次第である。今回の発見が単なる一過性の騒ぎのみで終わらないことを祈るばかりである。

注

(1) この論文は、二〇〇六年八月二日にキャンパスプラザ京都で開催された、物語研究会大会シンポジウム「記憶」における、「大島本源氏物語伝説からの飛翔」と題する発表の内容を元にするものである。

(2) 「吉見正頼旧蔵源氏物語は飛鳥井雅康の自筆と称される。そのうち桐壺・夢浮橋の両帖は別筆、浮舟の帖はこれを欠く。他の五十一帖が雅康の真跡であることには何ら疑ひはない」(『源氏物語大成』第八卷「研究篇」第一章第二部第

三節「大島本現時物語の伝来とその学術的価値」。

- (3) 横井孝氏「源氏物語鎌倉期本文の可能性」(中古文学会関西部会編『源氏物語 本文研究の可能性』和泉書院、二〇二〇)の注3中の表現。横井氏は論文においても、「大島本を「再検討」することは、ほとんど禁忌ともいふべき状況であった」と述べておられる。
- (4) この説は、「大島本『源氏物語』の校訂—青表紙本による青表紙本の校訂—」(『古代文化』四九・一、一九九七・二)以来「大島本源氏物語の書誌的研究」(『大島本源氏物語 別巻』角川書店、一九九七年)、『定家本源氏物語』冊子本の姿(『日本の美術』四六八、二〇〇五・五)、「大島本の写本的性質」(『源氏物語—千年のかげやき—』思文閣出版、二〇〇八)、「大島本源氏物語の写本学研究」(『大島本源氏物語の再検討』和泉書院、二〇〇九)、藤本孝一編解題『定家本源氏物語 行幸・早蕨』(八木書店、二〇一八)、大河内元冬監修・藤本孝一解題『定家本源氏物語 若紫』(同、二〇二〇)等で、繰り返して述べられている。
- (5) 拙稿「二つの定家本源氏物語の再検討—「大島本」という窓から二種の奥人に及ぶ—」(『大島本源氏物語の再検討』和泉書院、二〇〇九、後に『日本古典書誌学論』に所収)。
- (6) 前注の拙稿を参照いただきたい。関連する近時の論文には、上野英子氏「定家本源氏物語をめぐる基礎的考察」(『源氏物語三条西家本の世界—室町時代享受史の一様相』武蔵野書院、二〇一九)がある。
- (7) 表紙の裂の表記は、藤本氏の両帖の解題に拠ったが、「早蕨」は茶地雲立涌文錦と表する方が適当であるかもしれない。
- (8) この本については、拙稿「もう一つの河内本源氏物語—慶應義塾大学図書館蔵「末摘花」帖と伝良経筆切をめぐる—」(『これからの国文学研究のために』笠間書院、二〇一四)を参照いただきたい。
- (9) 「冊子本の外題位置をめぐって」(『斯道文庫論集』四六、二〇一二・二、『日本古典書誌学論』収載)。
- (10) 初出は『原装影印古典籍複製叢刊第一期第二回 源氏物語(青表紙本)』(雄松堂書店、一九七八)。
- (11) 池田も「附箋の筆者を後柏原天皇とするのは、おそらくあやまりであらう」と「青表紙本規定についての資料」で記している。

- (12) 解題は「古筆了帳極證文」とするが、了延の誤りである。
- (13) 陽明文庫蔵で「後柏原院本源氏物語」と呼ばれている存五二帖の本は、附属する「源氏物語筆写之目錄」によると、「花宴」他九帖が同院筆とあり、その「花宴」には定家自筆本と校合した旨の奥書があるという。後柏原院が「監督本」に触れたことがあったことを示す証拠となる可能性があるが、その具体的な検討については今後の課題としたい。
- (14) 注9拙稿参照。
- (15) 「藤原定家が記した冊子本の外題の位置について」(『斯道文庫論集』五四、二〇二〇・二)。
- (16) 渋谷栄一氏も「定家本『源氏物語』の付箋と書入注記―その成立過程と伝流状況について―」(同氏編『講座源氏物語研究3 源氏物語の註釈史』おうふう、二〇〇七)において、「弁引抄」に関する池田・宮川説を紹介した上で、「乗阿の言うことが正しいとすれば」として、「大島本の親本の「青表紙本」と尊経閣文庫本等の「青表紙本」とは別物ではないか、ということになる」などと述べておられる。そう考える理由は、附箋と書入注記が「監督本」「明融本」「大島本」間で必ずしも一致しないことにあるのだが、こ
- の問題については後述したい。
- (17) 『近世初期文壇の研究』(明治書院、一九六四)の寛永期第三章第一節「乗阿の伝と文事」。
- (18) この問題については、上原氏が検討されているので、その報告を待ちたい。
- (19) 吉川史料館現蔵。尾崎千佳氏「大内氏の文芸」(大内氏歴史文化研究会編『室町戦国日本の覇者大内氏の世界をさぐる』(勉誠出版、二〇一九)を参照いただきたい。
- (20) 聖徳大学川並弘昭記念図書館蔵。吉田幸一旧蔵本で、影印に『伏見天皇本影印 源氏物語』一〜一四(古典文庫、一九九一〜五)がある。
- (21) 『古筆学大成二四』(講談社、一九九三) 図71。
- (22) 解題では、校訂の朱書や和歌の注記が「俊成筆風で追記されている」と指摘されており、「俊成も和歌注釈書『古来風躰抄』があり、引歌を書き込んでいた可能性もある。定家がさらに追記して巻末に『奥入』を書き込んでいったと思われる」・「このように大島本の重要な個所に表れる俊成筆風は、親本を模写していると思われる。それは、俊成本を親本にしたのが定家本とする証であろう」・「本帖の巻

末は連続された筆跡で別筆になっていない。それは、大島本の祖本とした定家本は初期のもので、本帖の定家本は後年の自分の証本となった写本であったためであろう」、などと記されている。そもそも俊成風でもない筆跡を根拠とする、出発点から成り立ちえない自説を護ろうとして、無理な説明を重ねているのである。全体を模写するのならばともかく、本文はおろか「奥入」部分にまである、朱の補入や書人の筆跡だけを模写するなどあろうはずもない。それを認めるならば、「大島本」の祖本とした初期の定家本は、「わらはやみにわらひ」などと書きだされた、誤写の甚だしい本文であったということになるではないか。

(23) 「大島本」の「監督本」や「明融本」と重なる冊を確認してみたが、「若紫」ほど多量の朱筆訂正が確認できるものはない。「若紫」の担当者は若年であったか、とりわけ教養の低い人物であったようである。